

東京都新宿区北新宿1-8-16  
東京土建一般労働組合  
電話03 (5332) 3971 (代表)  
FAX03 (5332) 3972  
発行人・編集人  
吉川 豊

印刷部数10万7700部  
(購読料は組合費のなかに含まれています)  
(年間購読料 千八百円) 定価 五十円

# けんせつ

東京土建のホームページ <http://www.tokyo-doken.or.jp/>

**確定申告が始まる 相談は組合へ**  
申告納税制度は、憲法に定められた国民の権利です。今年のポイントと共に、政府がもつろむ「自主申告運動を弾圧する企みと狙い」について、談話を掲載しています。  
(関連記事3画)

## 春一番拡大で 組織増勢を

### 板橋 全分会、一斉に統一行動

#### 区独自の新助成金を話題に

1〜3月は東京土建への関心が高まる時期です。この期間で、1月現勢の2・5%の新しい仲間を迎え入れようとする春一番拡大が各支部で取り組まれています。



雨の中、今年最初の統一行動。志村坂上分会の仲間たち

【板橋・書記・森千恵子通信員】「仲間の要求実現のため、組織を大きくし、組合活動を進めていこう」との意思統一の下、支部大会に向けて春一番拡大行動が始まりました。新年第一回目の統一行動として、2月8日に全分会で一斉に取り組みました。

板橋支部では「対象者紹介の行動」ではなく、仲間とななる訪問行動」として位置づけ、仕事やくらしのことで一人でも悩む仲間を減らそうと、コロナ禍でも歩みを止めず取り組んでいます。あいにくの天気の中でしたが、恒例のためごとメリット袋を持つての訪問となりました。メリット袋は、健康診断や

### 山梨分会が春一達成 税相談でも対話すすめる



相談業務でも拡大を呼びかける

【西多摩・書記・市川耕平記】春の拡大月間も見据え、必要事項を記入し署名の上、選挙管理委員会に届け出ます。立候補する役職の変更は受付期間中とします。

資格講習会など、時々のお知らせをセットにして

配る訪問グッズで、その都度更新されるので、たまご同様の「消費期限」があります。訪問の際の話題づくりにも大いに役立っています。

舟渡高島分会では、当日の打ち合わせで急ぎよ2日連続行動が意思統一され、スタートダッシュをかけています。組織強化と実増めざし取り組みを進めています。

お誘いなどが中心の話題です。志村坂上分会では、女性の会も参加し和やかな訪問行動となりました。

西多摩支部は、地域宣伝と訪問活動を強化・具体化し、税

伏線は1年前と半年前にあり  
山梨分会は、分会独自で統一行動日を設定、組合員からの紹介で5人の新しい仲間を迎えることができました。そのうち一人は1年前の「不払いで困っている仲間がいる」との相談がきっかけ。時間はかかったものの何とか元請交渉でそれを解決、相談者に報告したところ、「東京土建に入りたいと言っている人が」と未加入者を紹介され加入につながりました。また、もう一人は、半年前の「商工会で労災加入しているが、用紙を自分で書いて出せと言われて困っている」との連絡がきっかけ。組合が5号。号用紙の記入を手伝い、ぶじ労災適用に。やはり頼れるのは東京土建と、仲間を紹介してもらいました。誰もが安定した仕事と生活を享受できるように、仲間が団結する組織をめざしてがんばっていきます。

2023年度東京土建一般労働組合本部役員選挙について左記のとおり告示します。

- 2023年2月1日 第76回定期大会 選挙管理委員会 委員長 木村 雅一
- 一、本部役員定数 役員定数は2月1日の第11回中央執行委員会以下のとおり確認しました。
- ①中央執行委員長(非専従) 1人(現行通り)
- ②中央副執行委員長(非専従) 6人(現行通り)
- ③書記長(専従) 1人(現行通り)
- ④書記次長(専従) 5人(現行通り)
- ⑤常任中央執行委員19人
- ⑥中央執行委員45人(現行通り)
- ⑦会計監査(非専従) 3人

二、立候補受付  
選挙管理委員会を左記の日程と会場に定めて立候補を受け付けます。

三、選挙  
役員選挙は役職ごとに第76回定期大会(3月19日)で行ない、選挙の時間は選挙管理委員会が大会運営委員会と協議して定めます。

四、選挙人  
選挙人は資格審査を経た第76回定期大会を構成する代議員です。ただし、投票時間中に出席していない選挙人は投票することはできません。

2023年度本部役員選挙告示

【西多摩・書記・市川耕平記】春の拡大月間も見据え、必要事項を記入し署名の上、選挙管理委員会に届け出ます。立候補する役職の変更は受付期間中とします。

### 朝やけ

雪の降るなか、五日市憲法草案に触れようと、あきる野市役所の五日市出張所と郷土館を訪れた。戦後、1968年にこの地で発見された五日市憲法草案は、民間有志による私案の憲法なのだが、特に基本的人権の保障について、現在の「日本国憲法」と比較しても引けを取らない内容であることが特徴だ。

【例えは第45条。】日本国民は各自の権利自由を達すべし、他より妨害すべからず、かつ国法之を保護すべし。これは現行憲法の基本的人権や自由及び権利の規定に該当する。この草案が作られたのが1881年(明治14年)。国民が臣民とされた1890年施行の明治憲法の約10年前なのだから、驚く。

■当時、五日市は炭や材木をいかだで江戸に出荷して、街は大いに発展した。同時に、知識や文化も持ち込まれた。経済的なゆとりと共に、青年たちを中心にグループが作られ、図書を買って学習したり、討論会を開くなど活発な活動が行なわれたという。

■広い視野で新しい発想を得るには、平和と安定が基本となるだろう。明日の暮らしに追われ、生命の危機とあおられるなかでは、長期的な視点は生まれにくい。近代日本の黎明期のドラマに触れ、今こそ現行憲法を守り、生かさねばとの思いを新たにしたい。